

議第54号

滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県流水占用料等徴収条例（平成12年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1第2項の表中「5,200」を「5,460」に、「1,150」を「1,210」に、「3,850」を「4,040」に改める。

別表第2の表1の項中「950」を「970」に、「750」を「720」に改め、同表2の項中「800」を「820」に、「600」を「580」に改め、同表3の項中「500」を「510」に、「430」を「410」に改め、同表4の項および5の項中「950」を「970」に、「750」を「720」に改め、同表6の項中「430」を「440」に、「270」を「260」に改め、同表8の項中「48」を「49」に改め、同表9の項中「1,000」を「1,020」に、「800」を「770」に改め、同表10の項中「950」を「970」に、「750」を「720」に改め、同表11の項中「73」を「70」に、「300」を「310」に、「220」を「210」に、「600」を「610」に、「440」を「420」に改め、同表12の項中「3,700」を「3,890」に、「2,100」を「2,210」に改め、同表13の項中「1,400」を「1,430」に改め、同表14の項中「850」を「870」に、「600」を「580」に改め、同表15の項中「11,000」を「11,200」に改め、同表16の項中「350」を「360」に改め、同表17の項中「490」を「500」に、「430」を「410」に改める。

別表第3の表中「170円」を「180円」に、「260円」を「270円」に、「310円」を「330円」に、「350円」を「370円」に、「37円」を「39円」に、「4,800円」を「5,040円」に、「520円」を「550円」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。